

## 西海市在宅医療体制整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、在宅医療の提供体制の充実を図るため、予算の範囲内において西海市在宅医療体制整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金実施要綱（以下「県要綱」という。）及び西海市補助金等交付規則（平成17年西海市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病院 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（医業を行う場所に限る。）をいう。
- (2) 診療所 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所（医業を行う場所に限る。）をいう。
- (3) 訪問看護事業所 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による知事の指定を受けた訪問看護ステーション及び健康保険法（大正11年法律第70号）の指定を受けた病院又は診療所が介護保険法第71条第1項の規定により、同第41条第1項の知事の指定を受けたものとしてみなされる事業所をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業、補助対象事業者、補助対象経費、補助対象経費の上限額及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、西海市在宅医療体制整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、その申請時に仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税

法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

（交付の条件）

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- （2） 補助事業の内容等の変更（補助金額の増額又は20パーセントを超える減額をいう。）をする場合は、事前に交付変更申請書（様式第2号）を提出して市長の承認を受けなければならない。
- （3） 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。
- （4） 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- （5） 補助金の対象経費と重複して、他の法令又は予算制度に基づく助成を受けてはならない。

（実績報告）

第6条 補助事業者は、事業が完了したときは、西海市在宅医療体制整備事業補助金実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした者は、前項の実績報告書を提出する場合において、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、この金額を補助金額から減額して市長に報告しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地

方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第5号）により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、当該金額の返還を請求するものとする。

（補助金の交付）

第7条 補助事業者は、規則第14条に規定する補助金等額確定通知書を受け、補助金を請求するときは、西海市在宅医療体制整備事業補助金請求書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認められるときは、概算払により交付することができる。この場合の補助金の請求は、西海市在宅医療体制整備事業補助金請求書（概算払）（様式第7号）によるものとする。

（交付の決定及び額確定の取消し）

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を取り消すことができる。

- （1） 補助金の交付の決定を受けた後、正当な理由がなく、6か月以上補助事業を開始しないとき。
- （2） 正当な理由がなく、補助金の交付の決定を受けた年度から翌々年度の末日までの間に、補助金の対象となった在宅診療（訪問診療・往診）又は訪問看護を1年以上休止し、又は廃止したとき。
- （3） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （4） 補助金交付の条件に違反したとき。
- （5） この告示、西海市補助金等交付規則その他関係規程に違反したとき。

（書類の保管期間）

第9条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び書類を整備し、補助対象事業の完了した日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで保管しなければならない。

（処分の制限等）

第10条 補助事業者は、補助金で取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上のものについては、市長の承認を得ないで譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、西海市在宅医療体制整備事業補助金財産処分承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、西海市在宅医療体制整備事業補助金財産処分承認決定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

4 市長は、前項の決定をした場合において、補助事業者に交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付するよう命じることができる。

5 補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象事業者	補助対象経費	補助対象経費の上限額	補助率
在宅診療設備整備事業	<p>次の各号のいずれにも該当する者</p> <p>(1)西海市内に所在する病院又は診療所であること。</p> <p>(2)次のいずれかに該当すること。</p> <p>①新たに在宅診療（訪問診療・往診）の開始を計画している。</p> <p>②既に在宅診療（訪問診療・往診）を実施しており、今後診療内容の拡充、対応患者数の増加等の取組の拡充を計画している。</p> <p>(3)補助金の交付を受ける年度から翌々年度の末日まで継続して在宅診療（訪問診療・往診）に取り組む意思があること。</p> <p>(4)在宅療養に移行する患者及び在宅療養中の患者に必要な医療、介護及び福祉サービスが提供されるよう、関係機関と連携することができること。</p> <p>(5)市が実施する事業について市から協力を求められたときは、これに協力する意思があること。</p>	<p>在宅診療（訪問診療・往診）の開始又は取組の拡充に要する次の経費</p> <p>①医療機器整備費</p> <p>②情報通信機器整備費</p> <p>※原則として据置型及び消耗品を除く。</p>	<p>3,500千円</p> <p>※ただし、県要綱に基づき西海市へ交付される補助金を算出する際の補助対象経費の額を超えないものとする。</p>	<p>3分の2以内</p>
訪問看護事業所開設・拡充事業	<p>次の各号のいずれにも該当する者</p> <p>(1)次のいずれかに該当すること。</p> <p>①新たに西海市内で訪問看護事業所の開設</p>	<p>訪問看護事業所の開設又は取組の拡充に要する次の経費</p> <p>①新規雇用する看護職員の訓</p>	<p>3,000千円</p>	<p>2分の1以内</p>

	<p>を計画している。</p> <p>②既に西海市内で訪問看護事業所を開設しており、機能強化・利用者数の増加等の取組の拡充を計画している。</p> <p>(2)補助金の交付を受ける年度から翌々年度の末日まで継続して訪問看護に取り組む意思があること。</p> <p>(3)在宅療養に移行する患者及び在宅療養中の患者に必要な医療、介護及び福祉サービスが提供されるよう、関係機関と連携することができること。</p> <p>(4)市が実施する事業について市から協力を求められたときは、これに協力する意思があること。</p>	<p>練期間中の人件費（最大6か月間）</p> <p>②備品・訪問用車両整備費</p> <p>③広告費</p> <p>④事業所等の建物賃借料及び事務機器等のリース料（最大6か月間）</p> <p>※長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金（介護施設等の整備に関する事業）の対象となる経費については、本補助事業の対象外とする。</p>		
--	---	--	--	--

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

西海市長 様

補助事業者 所在地  
名 称  
代表者 印

西海市在宅医療体制整備事業補助金 交付申請書

年度において西海市在宅医療体制整備事業を実施したいので、西海市補助金等交付規則第4条及び西海市在宅医療体制整備事業補助金交付要綱第4条の規定により、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円  
(単位：円)

事業区分	交付申請額
在宅診療設備整備事業	
訪問看護事業所開設・拡充事業	
合 計	

2 添付書類

- (1) 経費所要額調書（別紙1）
- (2) 経費内訳書（別紙2）
- (3) 事業計画書（別紙3）
- (4) 収支予算書（別紙4）
- (5) 誓約書（別紙5）
- (6) (1)から(5)までに掲げる書類のほか、見積書、パンフレット等、補助対象経費の内容が分かる書類

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

西海市長 様

補助事業者 所在地  
名称  
代表者

西海市在宅医療体制整備事業補助金 交付変更申請書

年 月 日付け西海市指令 第 号で補助金の交付の決定を受けた事業について、下記のとおり計画を変更したいので、承認されるよう西海市在宅医療体制整備事業補助金交付要綱第5条第1号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 交付変更申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

(単位：円)

事業区分	前回申請額	変更申請額
在宅診療設備整備事業		
訪問看護事業所開設・拡充事業		
合 計		

3 関係書類

- (1) 変更後経費所要額調書（別紙6）
- (2) 変更後経費内訳書（別紙7）
- (3) 変更後事業計画書（別紙8）
- (4) 変更後収支予算書（別紙9）
- (5) (1)から(4)までに掲げる書類のほか、参考となる書類



様式第3号（第5条関係）

第 号  
令和 年 月 日

西海市長 様

補助事業者 所在地  
名 称  
代表者 印

西海市在宅医療体制整備事業補助金 中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け西海市指令 第 号で補助金の（変更）交付の  
決定を受けた事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認され  
るよう、西海市在宅医療体制整備事業補助金交付要綱第5条第3号の規定により申請  
します。

記

中止（廃止）理由

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

西海市長 様

補助事業者 所在地  
名 称  
代表者 印

西海市在宅医療体制整備事業補助金 実績報告書

年 月 日付け西海市指令 第 号で補助金の交付決定があった事業が完了しましたので、西海市補助金等交付規則第13条及び西海市在宅医療体制整備事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- (1) 経費所要額精算書（別紙10）
- (2) 経費内訳書（実績）（別紙11）
- (3) 事業計画書（実績）（別紙12）
- (4) 収支決算書（見込み）（別紙13）
- (5) 購入物品の写真
- (6) 契約書・納品書の写し
- (7) (1)から(6)までに掲げる書類のほか、参考となる書類

様式第 5 号（第 6 条関係）

西海市長 様

補助事業者 所在地  
名称  
代表者 印

西海市在宅医療体制整備事業補助金 消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け西海市指令 第 号で交付決定通知のあつた西海市在宅医療体制整備事業補助金について、西海市在宅医療体制整備事業補助金交付要綱第 6 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 西海市補助金等交付規則第 14 条に基づく確定額 金 円  
( 年 月 日付け西海市指令 第 号による額の確定通知額)
  
- 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
  
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
  
- 4 補助金返還相当額 ( 3 - 2 ) 金 円

(注) その他参考となる資料(消費税等確定申告書の写し及びその添付書類(補助金等に係るもの))を添付すること。

様式第6号（第7条関係）

西海市在宅医療体制整備事業補助金 交付請求書（精算払）

金	円
内訳 交付決定額 金	円
交付済額 金	円
今回請求額 金	円
残額 金	円

年 月 日付け西海市指令 第 号で額の確定の通知があった西海市在宅医療体制整備事業補助金を上記のとおり交付されるよう、西海補助金等交付規則第16条及び西海市在宅医療体制整備事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、請求します。

年 月 日

西海市長 様

請求者 所在地  
名 称  
代表者

印

口座振込先 金融機関名	銀行 信用金庫 組合 その他	本店 支店 支所 出張所
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他（            ）	
口座番号		
(フリガナ) 口座名義		

様式第7号（第7条関係）

西海市在宅医療体制整備事業補助金 交付請求書（概算払）

		金	円
内訳	交付決定額	金	円
	交付済額	金	円
	今回請求額	金	円
	残額	金	円

年 月 日付け西海市指令 第 号で額の決定の通知があった西海市在宅医療体制整備事業補助金を上記のとおり交付されるよう、西海補助金等交付規則第16条及び西海市在宅医療体制整備事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により、請求します。

年 月 日

西海市長 様

請求者 所在地  
名 称  
代表者

印

口座振込先 金融機関名	銀行 信用金庫 組合 その他	本店 支店 支所 出張所
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他（                      ）	
口座番号 (フリガナ)		
口座名義		

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

西海市長 様

所在地

名 称

代表者

印

西海市在宅医療体制整備事業補助金 財産処分承認申請書

年 月 日付け西海市指令 第 号で交付決定を受けた補助事業に係る財産処分の承認を受けたいので、次のとおり西海市在宅医療体制整備補助金交付要綱第10条第2項の規定により、申請します。

1 処分しようとする財産及びその理由

- (1) 財産の名称及び仕様等
- (2) 処分の方法
- (3) 処分の時期
- (4) 残存価額
- (5) 処分による収入金
- (6) 処分理由

2 処分しようとする相手方

- (1) 住所
- (2) 氏名又は団体名称及び代表者名
- (3) 使用の目的
- (4) 使用の状況

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

様

西海市長

印

西海市在宅医療体制整備事業補助金 財産処分承認決定通知書

年 月 日付けで承認申請のあった財産処分について、次のとおり決定したので、西海市在宅医療体制整備補助金交付要綱第10条第3項の規定により、通知します。

- 1 処分を承認する財産
- 2 処分にあって納付すべき金額及び算出基礎